

第7回 糸魚川市立学校教育環境整備計画検討委員会

令和8年4月21日(火)18:30～
糸魚川市役所2階201・202会議室

1 開 会

2 議事

(1) 学校の形態・施設の形態について（資料）

(2) 目指す学校の姿について（グループワーク）

①「ひとみかがやく日本一の子ども」の育成

- ・豊かな心・健やかな体・確かな学力の育成
- ・キャリア教育・ジオパーク学習・特別支援教育の推進
- ・園・学校の連携
- ・教員の確保

②地域とともに歩む開かれた学校づくり

- ・郷土愛
- ・地域資源の活用
- ・地域行事との関わり
- ・祭り、伝統継承
- ・関わりに対する負担
- ・必要性を感じない

③安全安心で豊かな教育環境の提供

- ・中1ギャップの解消
- ・不登校、多様な学び
- ・少人数での学び
- ・異学年交流の活発化
- ・通学支援

④全般事項

- ・学校名（制度、体操着、校歌、校章）
- ・PTAの負担感
- ・学園としての教育課程

3 その他

今後の会議開催予定

- ・第8回検討委員会 5月27日(水)18:30～ 市役所201・202会議室
- ・第9回検討委員会 6月10日(水)18:30～ 市役所201・202会議室

4 閉 会

糸魚川市立学校教育環境整備計画検討委員会 委員名簿

【委員 12名】

R7.11.1 現在

	委嘱区分	氏 名	所属・役職名等	中学校区
1	地 域 代 表	山本 裕美	おひさま保育園長	能 生
2	地 域 代 表	伊野 啓一	下早川地区公民館長	糸魚川東
3	地 域 代 表	猪又 浩之	西海地区公民館長	糸 魚 川
4	地 域 代 表	堀田 岩吉	田沢地区公民館長	青 海
5	保護者代表	谷村 康	糸魚川東小学校PTA会長 (糸魚川市小中学校 PTA 連絡協議会長)	糸 魚 川
6	保護者代表	丸山 一大	能生中学校PTA会長	能 生
7	保護者代表	吉田阿紗子	大和川小学校PTA幹事	糸魚川東
8	保護者代表	清水 達郎	青海小学校PTA会長	青 海
9	保護者代表	中村 博一	大和川保育園保護者会長 (糸魚川市立保育園保護者会連絡協議会長)	糸魚川東
10	保護者代表	岡田 裕介	糸魚川中学校PTA会長	糸 魚 川
11	教育関係者	平野 克之	青海中学校長	青 海
12	教育関係者	大瀬 孝志	能生小学校長	能 生

【事務局】

R8.4.1 現在

所属・役職名等	氏 名
糸魚川市教育委員会事務局 教育次長	山本喜八郎
学校教育課 課長	渡邊 興勝
学校教育課 参事	石口 昇
学校教育課 課長補佐	仲谷 貴子
学校教育課 こども教育係 副参事	八木 千佳誉
学校教育課 施設係 係長	満城 隆志
学校教育課 庶務係 係長	青木 正紀

学校の形態・施設の形態について

学校の形態	中学校区ごとに小中一貫教育学校を設置する（〇〇学園）。将来的に義務教育学校への移行を検討する。
学校数	・ 小学校の複式学級は完全解消となるよう再編を行う。 ・ 能生中学校区、糸魚川東中学校区、青海中学校区は1中学校1小学校、糸魚川中学校区は1中学校2小学校とする。
施設の形態	・ 教育環境整備計画による校舎の新築及び改築は行わず、既存校舎に必要な改修を行うことにより活用する。 ・ 既存校舎の老朽化等による大規模修繕や改築等については、別途、学校施設長寿命化計画の中で検討する。 ・ 活用しない校舎の後活用については、計画策定後において地元とともにその後の活用について検討を進める。
能生中学校区	統合年度：令和12年度以降 ・ 小中一体型校舎とする。 ・ 能生中学校に併設する形で小学校を統合移転する。小学校仕様への改修を行うとともに、不足する教室の増築、駐車場整備を行う。
糸魚川東中学校区	統合年度：令和12年度以降 ・ 小中一体型校舎とする。 ・ 糸魚川東中学校に併設する形で小学校を統合移転する。小学校仕様への改修を行うとともに、不足する教室の増築、駐車場整備を行う。
糸魚川中学校区	統合年度：糸魚川東小学校 令和11年度以降 糸魚川小学校 令和13年度以降 ・ 小中分離型校舎とする。 ・ 既設の糸魚川東小学校に西海小学校を統合する。 ・ 既設の糸魚川小学校に大野小学校を統合する。ただし、旧根知小学校児童が卒業する令和13年度以降とする。
青海中学校区	統合年度：令和10年度以降 ・ 小中分離型校舎とする。 ・ 小学校を統合し、田沢小学校校舎を使用する。幼稚園・保育園の統合を見据え、幼・小の連携を引き続き重視する。

通学支援	・通学距離の延長に伴い児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、通学時間は1時間以内となる通学手段を確保する。 ・児童生徒の居宅から学校までの片道距離で、児童は2.5km以上、生徒は4.0km以上の場合は、原則、路線バス及びスクールバス等の公共交通機関での登下校としているものを継続する。 ・学校の統合条件によりスクールバスを運行している場合は、移動距離に関わらず、これまで通り通学支援を行う。 ・原則、路線バスを優先し、路線バスで対応できない場合にスクールバスを運行する。 ・スクールバスを運行する際の乗降場所は、原則、路線バスのバス停留所とする。
------	---